

土浦市条例第 号

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年土浦市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（資源になる物の所有権等）

第 1 5 条の 2 第 1 5 条第 2 項の規定に基づき所定の場所に排出された一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画に定める資源になる物（集団回収による資源になる物を除く。以下この条において同じ。）の所有権は、市に帰属する。

2 市長又は市長が指定する者以外の者は、資源になる物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反した者について、市規則で定めるところにより、その氏名等を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

第 2 8 条の次に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 2 9 条 第 1 5 条の 2 第 2 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 9 月 1 日から施行する。